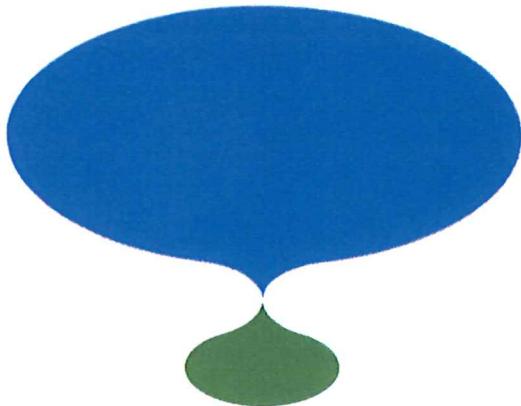


令和 2年度

水 質 検 査 計 画



湖南省上下水道事業所 上下水道課

水道検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道水における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適性を確保するために、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、採水地点、検査項目、検査頻度等を定めたものです。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水・浄水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査計画の評価
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

湖南市では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて水質検査計画を策定します。また計画に基づいて実施した検査の結果を公表し、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるよう、よりよい検査計画の策定を目指します。

目 次

	ページ
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水道原水・浄水及び水道水の状況	3
4. 検査地点	3
湖南省水質検査地点（図－1）	4
5. 水質検査項目と検査頻度	5
6. 臨時の水質検査	9
7. 水質検査方法	9
検査頻度給水栓浄水1（表－1）	10
検査頻度給水栓浄水2（表－2）	11
検査頻度浄水場浄水（妙感寺 表－3）	12
検査頻度浄水場浄水（東河原 表－4）	13
検査頻度浄水場原水（妙感寺 表－5）	14
検査頻度浄水場原水（東河原 表－6）	15
水質管理目標設定項目（表－7）	16
毎日検査項目（表－8）	16
その他の項目（表－9）	16
水質管理目標設定項目（No.1 5 農薬類）（表－10）	17
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	19
9. 水質検査計画の評価	19
10. 水質検査の精度と信頼性	19
11. 関係者との連携	20

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）（以下『給水栓』と言う。）に加えて原水、ろ過水および浄水とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目およびお客様に供給されている水道水が安全で良質であることを確認するために湖南市が独自で行うその他の検査項目とする。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定める。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

① 給水区域

給水区域は、湖南市内で標高175m以下の区域。ただし、宝来坂・岡出地区については標高190m以下の区域、東寺・西寺地区については標高197m以下の区域（ただし、一部の地区については標高215m以下の区域）、三雲の一部の地区については、標高230m以下の区域、針および平松の一部の区域については、標高250m以下の区域、岩根の一部の区域については、標高180m以下の区域。

② 給水人口 55,055人（令和元年度）

③ 普及率 99.9%（令和元年度）

④ 一日最大配水量 23,232立方メートル（以下『m³』）（令和元年度）

⑤ 一日平均配水量 19,698 m³（令和元年度）

(2) 水源の名称及び種類

名 称	種 類	取水地点
妙感寺水源	表流水	湖南市三雲字大納言 1703-2
東河原水源	地下水	湖南市石部口二丁目 254 908-3 901-1
県受水	浄水（県営湖南水道用水） 水源…琵琶湖	受水場4箇所 受水池1箇所

(3) 施設名称及び処理方法

① 净水施設

施設名	水源	能力	処理方法
妙感寺净水場	荒川…1箇所	1,940 m ³ /日	迂流式攪拌、薬品沈澱、急速ろ過
東河原净水場	深井戸…2眼	1,700 m ³ /日	エアレーション、薬品沈澱、接触ろ過(除鉄及び除マンガン)

② 受水施設

施設名	能力	所在地
正福寺受水場	1,080 m ³	湖南省正福寺字権 10-21
菩提寺受水場	1,300 m ³	湖南省菩提寺字南大平 566-2
朝国受水場	4,500 m ³	湖南省朝国字橋下 473
宮の森受水場	1,500 m ³	湖南省宮の森 1 丁目 19-10
雨山低区配水池(受水池)	3,000 m ³	湖南省石部字雨山 3887-25

③ 配水施設

施設名	能力	系列	送水元
妙感寺配水池	940 m ³	妙感寺系	妙感寺净水場
妙感寺加圧配水池 1号	400 m ³		正福寺受水場
2号	400 m ³		
正福寺配水池	3,800 m ³	正福寺系	正福寺受水場
美松配水池	302 m ³	美松系	
ワンワン山配水池 1号	1,338 m ³	朝国系	朝国受水場
2号	3,000 m ³		
菩提寺配水池	2,830 m ³	菩提寺系	菩提寺受水場
雨山高区配水池	800 m ³	高区	雨山低区配水池
雨山中区配水池	616 m ³	中区	宮の森受水場
雨山低区配水池	3,000 m ³	低区	県受水

3. 水道の原水・浄水及び水道水の状況

(1) 原水・浄水の状況

① 妙感寺水源（表流水）

大納言の周囲を山で囲まれており人的な汚染は少ないが、降雨時には濁度が急上昇するため、濁度が15度以上になった場合は取水を停止し正福寺受水場（県受水）からの水に切り替えている。また、水道原水に毒物などが混入していないことを24時間自動監視し、万が一毒物の混入が認められたとき、早期に異常を知らせる装置（バイオアッセイ）を導入し危機管理の強化を図っている。河川氾濫時にマンガンの上昇があり、浄水工程に影響を及ぼす可能性があるため、マンガンの動向に注意を払っている。

② 東河原水源（深井戸1. 2. 3号井）

人的な汚染は少ないが、自然由来による鉄およびマンガンが多く含まれており、揚水後接触ろ過法で対応している。また、当該地域の特性として地質の影響を受けフッ素およびヒ素がわずかに含まれており、平成20年度にヒ素を除去する目的で凝集沈殿池を新たに設けている。なお、2号井については、揚水量の低下に伴い休止している。

③ 県受水

湖南市では95%を滋賀県湖南水道用水から受水しているため人的汚染は極めて少ないが送水の末端施設となることから残留塩素濃度には注意を払っている。特に夏場に低下が見られるため、適時追塩を行って対応している。

(2) 水道水の状況

水道水は、これまでの検査結果より水質基準を充分満たしていることから、安全で良質な水を届けられている。

4. 検査地点

(1) 給水栓（図-1）

配水系統ごとに検査地点を設け、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所を選定する。

令和2年度の予定検査地点

朝国系…中山区集会所、菩提寺系…近江台自治会館
正福寺系…北山台自治会館、高区…東寺二丁目採水用給水栓、
中区…石部西一丁目採水用給水栓、低区…石部西二丁目採水用給水栓

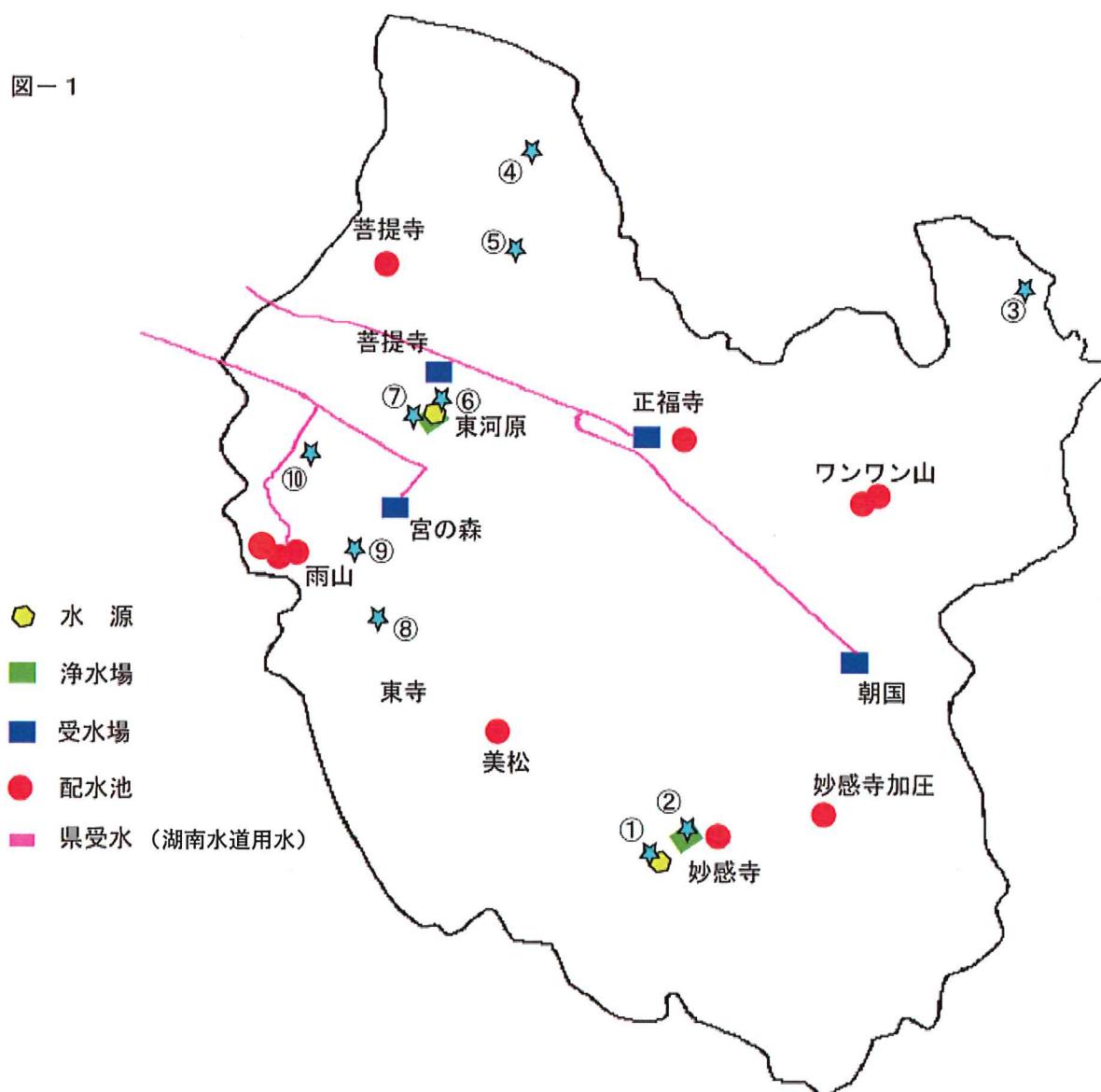
さらに水道法に基づく1日1回行う検査は、各配水系統で数箇所場所を設け、場所を移動しながら毎日各系統1箇所以上で行う。

(2) 浄水場および水源（図-1）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、妙感寺系原水は、妙感寺取水口で採水し、その他は浄水場で採水する。

湖南市 水道検査地点

図-1



- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 妙感寺取水口(妙感寺系原水) | ⑥ 東河原净水場(東河原原水) |
| ② 妙感寺净水場(妙感寺系净水) | ⑦ 東河原净水場(東河原净水) |
| ③ 中山区集会所(朝国系净水) | ⑧ 東寺二丁目(高区净水) |
| ④ 近江台自治会館(菩提寺系净水) | ⑨ 石部西一丁目(中区净水) |
| ⑤ 北山台自治会館(正福寺系净水) | ⑩ 石部西二丁目(低区净水) |

5. 水質検査項目と検査頻度

水質検査の項目

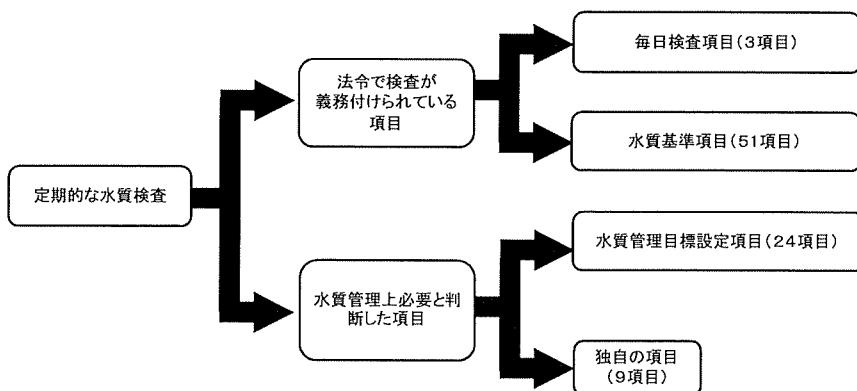
毎日検査項目とは、給水栓で毎日検査を行うことが法令で義務づけられている項目。

水質基準項目とは、基準値以下で給水することが法令で義務づけられている項目。
(法令で定められた採水場所に適合する地点で検査を行う。)

水質管理目標設定項目とは、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目。

その他の項目とは、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目で、水質管理目標設定項目以外の項目。

《湖南市水質検査 検査項目》



(1) 給水栓

毎日検査項目（3項目）（表－8）

色、濁りおよび消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、法令に基づき1日1回の検査を実施する。

水質基準項目（51項目）

① 毎月、検査を実施する項目

ア) 正福寺系、朝国系、菩提寺系

法令等で定められている9項目と、水質が良好であることを確認する1項目は、1ヶ月に1回検査を実施する。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、味、pH値、臭気、色度、濁度、塩素酸

表－1

イ) 高区（東寺二丁目）、中区（石部西一丁目）

法令等で定められている9項目と、水質が良好であることを確認する3項目は、1ヶ月に1回検査を実施する。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、味、pH値、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩素酸

表－2

ウ) 低区（石部西二丁目）

法令等で定められている9項目と、水質が良好であることを確認する6項目は、1ヶ月に1回検査を実施する。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、味、pH値、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、フッ素及びその化合物、塩素酸

表－2

② 年に4回、検査を実施する項目

ア) 正福寺系、朝国系、菩提寺系

法令等で定められている12項目と、水質が良好であることを確認する8項目は、1年に4回検査を実施する。

亜硝酸態窒素、シアノ化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、非イオン界面活性剤、フェノール類

表－1

イ) 高区（東寺二丁目）、中区（石部西一丁目）、低区（石部西二丁目）

法令等で定められている12項目と、水質が良好であることを確認する5項目は、1年に4回検査を実施する。

亜硝酸態窒素、シアノ化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物、非イオン界面活性剤、フェノール類

表－2

③ 臭気物質の検査項目

臭気物質については、発生時期（6月～9月）に1ヶ月に1回検査を実施し、その他は必要に応じて検査する。（給水栓は代表系統、区で実施）

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

(表-1, 2, 3)

④ 年に1回、検査を実施する項目

ア) 正福寺系、朝国系、菩提寺系（のうち代表系統1ヶ所）

水質基準51項目のうち①ーア、②ーア、③を除く項目は、1年に1回検査を実施する。カルシウム・マグネシウム等(硬度)については1年に4回検査を実施する。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤

表-1

イ) 高区（東寺二丁目）、中区（石部西一丁目）、低区（石部西二丁目）

（のうち代表区1ヶ所）

水質基準51項目のうち①ーイ、②ーイ、③を除く項目は、1年に1回検査を実施する。カルシウム・マグネシウム等(硬度)については1年に4回検査を実施する。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤

表-2

これらの項目は、過去3年間の水質検査結果からその濃度が、基準値の1/10以下そのため検査頻度を3年に1回に緩和できますが、水質が良好で安全な水であることを確認するため1年に1回検査を実施する。

水質管理目標設定項目

- ① 水質管理目標設定項目は、8項目（表-7）を1年に4回検査を実施する。（尚、No.17, 18, 22, 24, 30は水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値が設定されている。）
- ② その他必要な項目があれば本市独自で選定し、その都度実施する。

(2) 浄水場

- ① 水質基準は法令等で、給水栓で評価するものと定められていますが、浄水場から送り出す水質も水質基準を満たす水でなければならず、そのことを確認するため、水質基準項目（51項目）の検査を1年に1回以上実施する。

(表-3,4)

② 水質管理上必要なものの検査項目と頻度

- ア) 水質管理目標設定項目については、浄水場ごとの特性から必要と考えられる項目および頻度を設定し検査を実施する。

(表-7)

- イ) 水質管理目標設定項目 No.15 農薬類（114種類）の検査については、農薬使用時期（9月）に実施する。

(表-10)

- ウ) 水源種類が表流水である妙感寺浄水において、クリプトスボリジウムおよびジアルジアの検査を1年に2回実施する。

(表-9)

(3) 水 源

- ① 水質基準項目（51項目のうち、項目No.21からNo.31、No.48を除く）39項目の検査を1年に1回以上実施する。

(表-5,6)

② 水質管理上必要なものの検査項目と頻度

- ア) その他の項目については、水源ごとの特性から必要と考えられる項目および頻度を設定し検査を実施する。

(表-9)

- イ) 水源種類が表流水の妙感寺水源は、クリプトスボリジウムおよびジアルジアの検査を1ヶ月に1回実施し、クリプトスボリジウム等対策指針に沿って6か月に1回の頻度で指標菌の検査を実施する。

水源種類が地下水である東河原水源においては、クリプトスボリジウム等対策指針に沿って3か月に1回の頻度で指標菌の検査を実施し、安全性の確認のためクリプトスボリジウムおよびジアルジアの検査を1年に1回検査を実施する。

(表-9)

- ウ) 上流に砂防ダムのある妙感寺水源は、藻類の指標となるクロロフィルaおよびフェオフィチンの検査を、砂防ダム・取水口・沈澱池流出口で発生時期

(6月～9月)に実施する。また藻類による浄水処理への影響を確認するため生物の発生状況を取水口・沈澱池流出口で1週間に1回以上顕微鏡検査を行う。

(表-9)

エ) 東河原水源では、アンモニア性窒素及び溶性ケイ酸の検査を3ヶ月に1回実施する。

(表-9)

オ) 東河原浄水では、溶性ケイ酸の検査を3ヶ月に1回実施する。

(表-9)

6. 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、水質基準を満たさない恐れがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに、水源や配水池、給水栓など必要な地点で採水し、安全が確認されるまで臨時の水質検査を行う。また、事故、災害により配水管で異常が見られた時にも臨時の水質検査を行う。

7. 水質検査の方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスボリジウムおよびジアルジア、指標菌、クロロフィルaおよびフェオフィチン、アンモニア性窒素および溶性ケイ酸の検査は厚生労働大臣の登録水質検査機関（水道法第20条3）に委託し、また、毎日検査項目、生物顕微鏡検査は、上水試験方法等によって施設維持管理委託業者が行う。

検査頻度給水栓浄水1

表-1

区分	項目No.	項目	基準値 (mg/l)	過去3年最高値※1	令和2年度実施予定検査頻度(回/年)	(朝国系)	
						設定理由等	
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)	
		基02 大腸菌	検出されないと 不検出		12		
	無機物質・重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2	
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.0005	1	安全性を確認するため ※3	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2	
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※3	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)	
		基08 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	安全性を確認するため ※2	
		基09 亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3	
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)	
一般有機化学物質		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.14	1	安全性を確認するため ※2	
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	4	性状を確認するため	
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2	
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1		
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1		
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	安全性を確認するため ※2	
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1		
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1		
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1		
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1		
消毒副生成物		基21 塩素酸	0.6以下	0.16	12	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※4	
		基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4		
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.031	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4		
		基25 ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3	
		基26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4		
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.042	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.012	4		
		基29 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.009	4		
		基30 プロモホルム	0.08以下	<0.001	4		
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4		
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06	4	(基本1回/3ヶ月)	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	性状を確認するため ※3	
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2	
	味覚	基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2	1	性状を確認するため ※3	
		基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	省略不可項目(基本1回/月)	
	味覚	基38 塩化物イオン	200以下	14.4	12	(基本1回/3ヶ月) ※3	
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	40	4	性状を確認するため	
	発泡	基40 蒸発残留物	500以下	86	4	安全性を確認するため ※2	
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	発生時期に1回/月で行います	
	におい	基42 ジュオスマニ	0.00001以下	0.000005	4		
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000004	4		
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4		
		基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4		
	味覚	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.0	12		
		基47 pH値	5.8~8.6	7.78	12		
	基礎的性状	基48 味	異常でない	異常なし	12	省略不可項目(基本1回/月)	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12		
		基50 色度	5度以下	<1	12		
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12		

※ 1 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値、『未』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで1/2を超えたことはないが、安全性及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度給水栓浄水2

表-2

区分		項目No.	項目	基準値	過去3年最高値※1	令和2年度実施予定検査頻度(回/年)	設定理由等
				(mg/l)			
健康に関する項目	病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	17	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02	大腸菌	検出されないと 不検出		12	
		基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため※2
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	安全性を確認するため※3
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため※3
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
		基08	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	安全性を確認するため※3
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため※2
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.11	1	安全性を確認するため※2
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	12	水源の特性より※4
		基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	
一般有機化学物質	消毒副生成物	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	安全性を確認するため※2
		基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	水源の特性より※4
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	12	安全性を確認するため※2
		基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	水源の特性より※4
		基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
		基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	12	水源の特性より※4
		基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
		基21	塩素酸	0.6以下	0.15	12	水源の特性より※4
		基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基23	クロロホルム	0.06以下	0.023	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため※3
水道水が有すべき性状に関する項目	基礎的性状	基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4	
		基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	4	
		基26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4	
		基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.033	4	
		基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.008	4	
		基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4	
		基30	プロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため※2
		基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06	4	(基本1回/3ヶ月)
		基34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	12	過去のデータより1回/月で行います
		基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため※2
		味覚	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9	過去のデータより1回/月で行います※4
		色	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	省略不可項目(基本1回/月)
		味覚	基38	塩化物イオン	200以下	14.4	(基本1回/3ヶ月)※3
		発泡	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	40	(基本1回/3ヶ月)※3
		におい	基40	蒸発残留物	500以下	122	(基本1回/3ヶ月)※3
		発泡	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	安全性を確認するため※2
		におい	基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	発生時期に1回/月で行います。
		味覚	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000003	(基本1回/3ヶ月)※3
		発泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	(基本1回/月)※2
		におい	基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	(基本1回/3ヶ月)※3
		味覚	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.0	
		基礎的性状	基47	pH値	5.8~8.6	7.81	
			基48	味	異常でない	異常なし	
			基49	臭気	異常でない	異常なし	
			基50	色度	5度以下	<1	
			基51	濁度	2度以下	0.2	

※ 1 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値、『未満』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで1/2を超えたことはないが、安全性及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度浄水場浄水 (妙感寺)

表-3

区分	項目No.	項目	基準値	過去3年最高値※1	令和2年度実施予定検査頻度(回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
		基02 大腸菌	検出されないと 不検出		12	
	無機物質・重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	安全性を確認するため ※3
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	安全性を確認するため ※2
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※2
		基08 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	安全性を確認するため ※2
		基09 垂硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため ※3
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10以下	0.74	1	安全性を確認するため
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.42	12	安全性を確認するため ※4
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	
	一般有機化学物質	基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	安全性を確認するため ※2
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
		基21 塩素酸	0.6以下	0.25	12	次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、過去データが水質基準値の1/5を超えていたため
		基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基23 クロロホルム	0.06以下	0.018	4	基準強化のため
水道水が有すべき性状に関する項目	消毒副生成物	基24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基25 ジプロモクロロメタン	0.1以下	<0.001	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
		基26 臭素酸	0.01以下	0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	0.021	4	基準強化のため
		基28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.014	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基29 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基30 プロモホルム	0.09以下	<0.001	4	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	
		基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.16	12	浄水処理の確認のため
	色	基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	4	性状を確認するため
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2
		味覚	基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	8.4	性状を確認するため
		基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.064	12	省略不可項目(基本1回/月)
		味覚	基38 塩化物イオン	200以下	10.4	性状を確認するため
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	30	4	省略不可項目(基本1回/月)
		基40 蒸発残留物	500以下	140	4	性状を確認するため
		発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	安全性を確認するため ※2
		におい	基42 ジオスマニ	0.00001以下	0.000002	発生時期に1回/月で行います
		発泡	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	
	基礎的性状	におい	基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	安全性を確認するため ※3
		味覚	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	
		味覚	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.0	省略不可項目(基本1回/月)
		基47 pH値	5.8~8.6	7.68	12	
		基48 味	異常でない	異常なし	12	
		基49 臭気	異常でない	異常なし	12	
		基50 色度	5度以下	2	12	
		基51 濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値、『く』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで1/2を超えており、安全性及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度浄水場浄水 (東河原)

表-4

区分	項目No.	項目	基準値	過去3年最高値※1	令和2年度実施予定検査頻度(回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)
	基02	大腸菌	検出されないと 不検出		12	
	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	
	基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
	基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
	基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	
	基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	12	安全性を確認するため※2
	基08	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	安全性を確認するため※3
	基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	安全性を確認するため※4
	基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	<0.02	1	安全性を確認するため※2
	基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.26	12	安全性を確認するため※2
	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため※4
無機物質 重金属	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	安全性を確認するため※2
	基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.003	12	安全性を確認するため※4
	基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
	基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	12	安全性を確認するため※4
	基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため※2
	基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	12	次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、過去データが水質基準値の1/5を超えていたため
	基21	塩素酸	0.6以下	0.56	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため※3
	基23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
健康に関する項目	基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基26	臭素酸	0.01以下	0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.004	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.002	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基30	プロモホルム	0.09以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため※2
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	12	PACを使用しているため
	基34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	12	浄水処理の確認のため
	基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため※2
一般有機 化学物質	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	23	1	安全性を確認するため
	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	12	浄水処理の確認のため
	基38	塩化物イオン	200以下	15.7	12	省略不可項目(基本1回/月)
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	35	4	性状を確認するため
	基40	蒸発残留物	500以下	163	4	安全性を確認するため
	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	安全性を確認するため※2
	基42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	発生時期に1回/月で行います
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	
	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	安全性を確認するため※3
	基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4	
水道水が有すべき性状に関する項目	味覚	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	省略不可項目(基本1回/月)
	基47	pH値	5.8~8.6	7.65	12	
	基48	味	異常でない	異常なし	12	
	基49	臭気	異常でない	異常なし	12	
	基50	色度	5度以下	<1	12	
	基51	濁度	2度以下	<0.1	12	

※ 1 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値。『く』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで1/2を超えたことはないが、安全性及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度浄水場原水 (妙感寺)

表-5

区分	項目No.	項目	基準値 ※1	過去3年 最高値 ※2	令和2年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等
			(mg/l)			
病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	370	1	性状を確認するため
	基02	大腸菌	検出されないこと	検出	12	性状を確認するため
	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	
	基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	
	基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
	基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	
	基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	1	
	基08	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	
	基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4	
	基10	シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.71	1	
	基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.44	12	性状を確認するため
	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	性状を確認するため
健康に関する項目	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	
	基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	性状を確認するため
	基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	
	基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
	基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	
	基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	
	基21	塩素類	0.6以下	—	—	
	基22	クロロ酢酸	0.02以下	—	—	
	基23	クロロホルム	0.06以下	—	—	
	基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—	
	基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—	—	
	基26	臭素酸	0.01以下	—	—	
消毒副生成物	基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	—	消毒を行ったときに生成するもので原水では検査は行いません
	基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—	
	基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—	—	
	基30	プロモホルム	0.09以下	—	—	
	基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	
	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.09	4	性状を確認するため
	基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.39	1	
	基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	
	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.5	1	
	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.082	12	性状を確認するため
	基38	塩化物イオン	200以下	4.2	1	
水道水が有すべき性状に関する項目	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	29	4	
	基40	蒸発残留物	500以下	113	4	性状を確認するため
	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	
	基42	ジユオミン	0.00001以下	<0.000001	1	
	基43	2-メチルインボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	
	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	
	基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	
	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.1	1	性状を確認するため
	基47	pH値	5.8~8.6	7.86	4	
	基48	味	異常でない	—	—	
	基49	臭気	異常でない	藻臭	12	原水では検査は行いません(官能法不可)
	基50	色度	5度以下	12	12	性状を確認するため
	基51	濁度	2度以下	3.3	12	性状を確認するため

※ 1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。

※ 2 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値、『く』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 3 水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度浄水場原水(東河原1号井戸3号井戸)

表-6

区分	項目No.	項目	基準値	過去3年最高値	令和2年度実施予定検査頻度(回/年)	設定理由等
			※1	※2 (mg/l)		
病原微生物	基01	一般細菌	100個/ml以下	38	1	性状を確認するため
	基02	大腸菌	検出されないと 記載	不検出	12	性状を確認するため
	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	性状を確認するため
	基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	性状を確認するため
	基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基06	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.007	12	安全性を確認するため ※3
	基08	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	性状を確認するため
	基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004	4	性状を確認するため
	基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.02	1	性状を確認するため
	基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.29	12	性状を確認するため ※3
	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	性状を確認するため
	基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	性状を確認するため
健康に関する項目	基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1号(1) 3号(12)	3号井戸のみ1回/月の検査を行い、1号井戸は1回/年の検査を行います
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	12	安全性を確認するため ※3
	基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	安全性を確認するため ※3
	基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	12	性状を確認するため
	基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	性状を確認するため
	基21	塩素酸	0.6以下	—	—	消毒を行ったときに生成するもので原水では検査は行いません
	基22	クロロ酢酸	0.02以下	—	—	
	基23	クロロホルム	0.06以下	—	—	
	基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—	
消毒副生成物	基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—	—	
	基26	臭素酸	0.01以下	—	—	
	基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	—	
	基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—	
	基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—	—	
	基30	プロモホルム	0.09以下	—	—	
	基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	
	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	性状を確認するため
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	4	性状を確認するため
	基34	鉄及びその化合物	0.3以下	3.4	12	性状を確認するため ※3
水道水が有すべき性状に関する項目	基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	性状を確認するため
	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	19	1	性状を確認するため
	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.54	12	性状を確認するため ※3
	基38	塩化物イオン	200以下	10.0	1	
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	35	4	
	基40	蒸発残留物	500以下	171	4	
	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	
	基42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	性状を確認するため
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	
	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	
基礎的性状	基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	
	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	1	
	基47	pH値	5.8~8.6	8.08	4	
	基48	味	異常でない	—	—	原水では検査は行いません(官能法不可)
	基49	臭気	異常でない	硫化水素臭	12	
	基50	色度	5度以下	13	12	
	基51	濁度	2度以下	0.6	12	性状を確認するため ※3

※ 1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。

※ 2 平成29、30年度・令和元年度までの検査結果の最高値、『く』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 3 水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

水質管理目標設定項目

表-7

区分	項目	項目	目標値	令和2年度実施予定 検査頻度(回/年)				設定理由等
				原水	浄水	給水栓	※5	
		(mg/l)	妙 感 寺	東 河 原	妙 感 寺	東 河 原		
金属類	目01 アンチモン及びその化合物	0.02以下	—	2	—	—	—	性状の確認のため
	目02 ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定) ※1	—	2	—	—	—	
	目03 ニッケル及びその化合物	0.02以下	—	2	—	—	—	
有機物	目05 1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1	8	—	4	—	性状の確認のため
	目08 トルエン	0.4以下	1	8	—	4	—	
	目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	1	8	—	4	—	
消毒剤 消毒副生物	目10 垂塩素酸	0.6以下	—	—	—	—	—	次亜塩消毒では発生しないため省略します
	目12 二酸化塩素	0.6以下	—	—	—	—	—	
	目13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定) ※1	—	—	1	1	—	
農薬類	目14 泡水クロラール	0.02以下(暫定) ※1	—	—	1	1	—	性状の確認のため
	目15 農薬類 ※2	検出値と目標値の比の和として、1以下 ※3	—	—	1	1	—	
	目16 残留塩素	1以下	—	—	4	4	8	
無機物	目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※4	10~100	4	8	4	4	8	おいしい水の要件のため4回/年で行います
	目18 マンガン及びその化合物 ※4	0.01以下	4	8	4	4	—	
	目19 遊離炭素	20以下	—	—	4	4	8	
有機物	目20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1	8	—	—	—	性状の確認のため
	目21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	1	8	—	—	—	
	目22 有機物等(KMnO4消費量) ※4	3以下	4	8	4	4	8	
臭気 味	目23 臭気強度(TON)	3TON以下	4	8	4	4	8	おいしい水の要件のため4回/年で行います
	目24 蒸発残留物 ※4	30~200	4	8	4	4	8	
	目25 濁度 ※4	1度以下	4	8	4	4	—	
腐食	目26 pH値 ※4	7.5程度	4	8	4	4	—	性状の確認のため
	目27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	4	8	4	4	—	
	目28 従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定) ※1	4	8	4	4	8	
金属類	目29 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	8	1	4	—	
	目30 アルミニウム及びその化合物 ※4	0.1以下	4	8	4	4	8	

※ 1 (暫定)は目標値が暫定的なものです。

※ 2 農薬類は、114種類の農薬について9月に検査を行います。(表-10)

※ 3 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

※ 4 水道基準項目と重複している項目でさらに高い水道水の目標値が設定されています。

※ 5 検査地點は、朝国系給水栓と低区給水栓の2箇所です。

毎日検査項目

表-8

項目No.	水質基準項目	基準項目	令和2年度実施予定 検査頻度(回/年)		設定理由
			給水栓	浄水場	
毎01 色	異常でないこと		365	365	
毎02 濁り	異常でないこと		365	365	
毎03 遊離残留塩素	0.1mg/l以上		365	365	

その他の項目(妙感寺浄水場 東河原浄水場)

表-9

項目No.	項目	令和2年度実施予定 検査頻度(回/年)					設定理由
		妙感寺浄水場		東河原浄水場			
砂防ダム	取水口	沈殿池流出口	浄水場水栓	取水	浄水場水栓		
他01 クリプトスボリジウム	—	12	—	2	2 ※2	—	クリプトスボリジウム対策指針より
他02 ジアルジア	—	12	—	2	2 ※2	—	クリプトスボリジウム対策指針より
他03 指標菌(大腸菌)	—	2	—	—	8 ※2	—	クリプトスボリジウム対策指針より
他04 指標菌(嫌気性芽胞菌)	—	2	—	—	8 ※2	—	クリプトスボリジウム対策指針より
他05 クロロフィルa	4 ※1	4 ※1	4 ※1	—	—	—	藻類の発生状況確認のため
他06 フェオフィチン	4 ※1	4 ※1	4 ※1	—	—	—	藻類の発生状況確認のため
他07 生物	—	52	52	—	—	—	藻類の発生状況確認のため
他08 アンモニア性窒素	—	—	—	—	8 ※2	—	浄水処理の障害物質のため
他09 溶性ケイ酸	—	—	—	—	8 ※2	4	浄水処理の障害物質のため

※1 藻類が多く発生する時期(6~9月)に検査します

※2 №1・3号井戸で検査します

水質管理目標設定項目(No.15 農薬類)

表-10

番号 ※1	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	I,3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
2	2-2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08	LC-MS法
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
4	EPN	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
5	MOPA	除草剤	0.005	LC-MS法
6	アシュラム	除草剤	0.9	固相抽出-HPLC法、 固相抽出-LC-MS法
7	アヤフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	LS-MS法
8	アトラジン	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
9	アニロホス	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
10	アトラズ	殺虫剤	0.006	LC-MS法
11	アラクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
12	イソキサチオൺ	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
13	イソフエンホス	殺菌剤	0.001	固相抽出-GC-MS法
14	イソプロカルブ(MICP)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
15	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤・殺虫剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
16	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	固相抽出-HPLC-ポストカラム法 溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法
18	インダノファン	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
19	エヌプロカルブ	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
20	エトフェンブロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	固相抽出-GC-MS法
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	LC-MS法
23	オキシジン(有機銀)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS法 LC-MS法
24	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006	固相抽出-GC-MS法
26	カフェニストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	固相抽出-GC-MS法
27	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.3	-
28	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02	固相抽出-HPLC法 HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS法
29	カルボフラン	代謝物	0.005	HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS法
30	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
31	キャブタン	殺菌剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
32	クミルロン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法 LO-MS法
33	グリホサート	除草剤	2	誘導体化-HPLC法 HPLC-ポストカラム法
34	グルホシネット	除草剤 植物成長調整剤	0.02	-
35	クロメプロップ	除草剤	0.02	LC-MS法
36	クロレートロフェン(CNP)	除草剤	0.0001	固相抽出-GC-MS法
37	クロリビリホス	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
38	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
39	シアナジン	除草剤	0.001	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
40	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
41	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
42	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
43	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	固相抽出-GC-MS法
44	ジクワット	除草剤	0.005	固相抽出-HPLC法
45	ジスルホトン(エチルオメトン)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
46	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)	固相抽出-GC-MS法
47	ジチオビル	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS法
48	シハロホップチル	除草剤	0.006	固相抽出-GC-MS法
49	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
50	ジタメトリル	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
52	シメトリン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
53	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
54	ダイムロン	除草剤・殺虫剤 殺菌剤	0.8	固相抽出-LC-MS法
55	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネット	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネットとして)	PT-GC-MS法
56	デアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	LC-MS法
57	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	固相抽出-LC-MS法
59	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	固相抽出-HPLC法 固相抽出-LC-MS法
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法

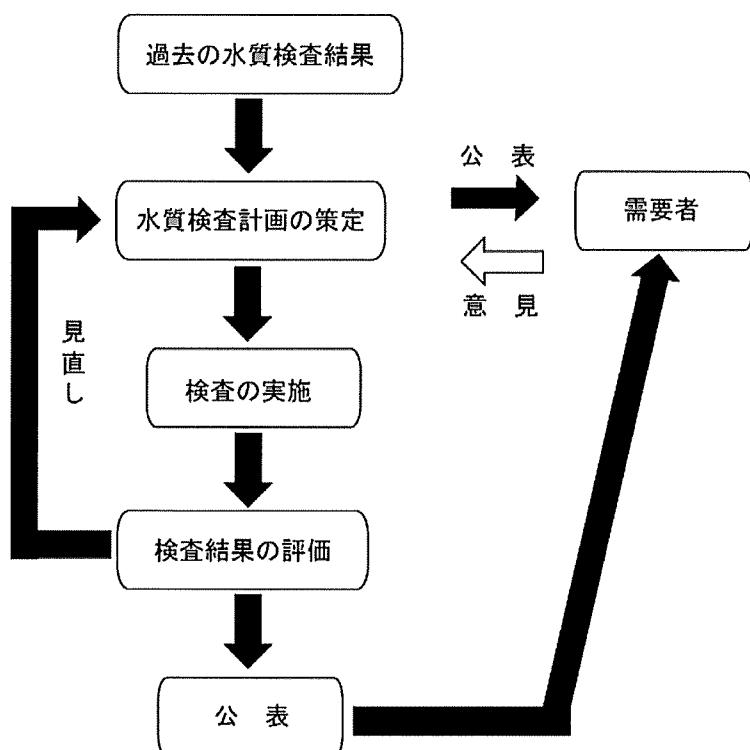
61	テフリルトリオン	除草剤	0.02	LC-MS法
62	テルカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
63	トリクロビル	除草剤	0.006	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
64	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS法
65	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	固相抽出-LC-MS法
66	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出-GC-MS法
67	ナプロパミド	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
68	パラコート	除草剤	0.005	-
69	ピペロホス	除草剤	0.0009	固相抽出-GC-MS法
70	ピラクロニル	除草剤	0.01	-
71	ピラキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
72	ピラソリネート(ピラソレート)	除草剤	0.02	LC-MS法
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出-GC-MS法
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
75	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
76	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	固相抽出-LC-MS法
77	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
78	フェノカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
79	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
80	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	固相抽出-GC-MS法 固相抽出-LC-MS法
81	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	固相抽出-GC-MS法
82	フェントラザミド	除草剤	0.01	LC-MS法
83	フサライト	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
84	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法
85	ブタミホス	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
86	ブロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03	LC-MS法
88	プレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
89	プロミドン	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法
90	プロチオホス	殺虫剤	0.004	-
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
92	プロピザミド	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法
93	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	固相抽出-LO-MS法
94	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
95	ペノミル	殺菌剤	0.02	固相抽出-LO-MS法
96	ベンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
97	ベンズビシクロン	除草剤	0.09	LC-MS法
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	LC-MS法
99	ベンタゾン	除草剤	0.2	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LO-MS法
100	ベンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法
101	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-LO-MS法
102	ベンフルラリン(ペスロジン)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法
103	ベンフレセート	除草剤	0.07	固相抽出-GC-MS法
104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS法
105	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	固相抽出-GC-MS法
106	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-LO-MS法
107	メソミル	殺虫剤	0.03	HPLC-ポストカラム法、 固相抽出-LO-MS法
108	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	固相抽出-GC-MS法
109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法
110	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
111	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS法 LC-MS法
112	メフェナセット	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS法
113	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法
114	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS法

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、湖南市上下水道事業所上下水道課の窓口で閲覧できるほか、湖南市ホームページに掲載する。検査結果等詳しいデータは、水質年報（印刷物として上下水道課窓口で閲覧できる）を作成して公表する。

9. 水質検査計画の評価

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要がある。したがって検査結果の評価は検査毎に行い、基準を超えている場合は直ちに原因究明を行って、基準を満たす水質を確保する。尚、水質検査計画は、この評価を踏まえ毎年見直しを行い、状況に応じて改正するものとする。



10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施にあたっては、その精度管理と信頼性の確保が重要であることから、委託検査機関に対して、厚生労働省等が行う外部精度管理を受けた内容および検査機関独自が行う内部精度管理に関する事項について、厳正に精査する。また、毎日検査などについても、標準測定手順に基づいて検査するとともに、検査技術の向上を図り、信頼性の保証に努める。

11. 関係者との連携

水道水における水質事故発生の場合には、市総務課、危機管理・防災課、県生活衛生課、保健所、県企業庁及びその他関係機関と連携し、情報交換を図りながら、現地調査・水質検査等の対策を講じる。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せ下さい。
お客様からのご意見は今後の水質検査計画の作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先及び宛先

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市 上下水道事業所 上下水道課

TEL 0748-71-2366 (直通)

ファクシミリ 0748-72-2332

E-mail jg-sisetu@city.shiga-konan.lg.jp

